

令和5年度 電力・ガス・食料品等
価格高騰支援給付金のご案内



1世帯あたり

3 万円を支給します

対象世帯

※複数に該当する場合でも、重複して支給はできません

令和5年6月1日現在

練馬区に住民登録をしており、①②③のいずれかに該当する方

- ① 世帯員全員の令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯
- ② 練馬区から令和5年3月分の児童扶養手当を受給した世帯
- ③ 令和5年に家計が急変し、①と同様の事情があると認められる世帯

①②の方

区からお手紙を送付します

内容をご確認の上、必要に応じてお手続きをお願いします

③の方

申請が必要です

申請書は、練馬区ホームページからダウンロードしてください

送付・支給時期

【申請・手続きのある方】
※申請期限は令和5年10月31日（必着）です。

練馬区ホームページ

対象・条件により時期が違います

詳しくは、練馬区ホームページをご確認ください

お問合せ

練馬区価格高騰支援給付金コールセンター 03-5984-4753 受付時間 平日9:00～17:00 (12/29～1/3を除く)

